

長野県B地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

長野県B地区においては、令和5年9月25日からタクシー運賃の改定を実施いたしましたが（改定率：10.22%）、これによる令和6年1月から6月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1. 運賃を改定した事業者数（注1） 78社

2. 公表対象事業者数 72社

※事業廃止2社、全運転者が役員の事業者4社は、調査対象外とした。

3. 全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況（注2）

| 15%以上 | 10%以上 15%未満 | 5%以上 10%未満 | 0%以上 5%未満 | -5%以上 0%未満 | -10%以上 -5%未満 | -10%未満 | 計 |
|-------|----------------|---------------|--------------|---------------|-----------------|--------|-----|
| 16社 | 14社 | 13社 | 26社 | 1社 | 1社 | 0社 | 71社 |

※1社未回答（4.も同様）

4. その他（運賃改定を契機として改善した事項）

（1）労働者負担の軽減

運賃改定時点で労働者負担制度（注3）を採用していた事業者数・0社

（2）手当類の創設・拡充 ※1社で複数該当あり

①新しく手当を創設した事業者数・・・6社

- ・通勤手当（1社）
- ・無事故手当（1社）
- ・子供手当（1社）
- ・早出手当（1社）
- ・乗務手当を廃止し、資格手当を創設（1社）
- ・貸切運行手当（1社）
- ・深夜緊急時間延長運行手当（1社）

②既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数・・・3社

- ・家族手当（1社）
- ・通勤手当（2社）
- ・無事故手当（1社）

- (3) その他（上記以外で改善した事項）※1社で複数該当あり
- ・労働時間を短縮した。（12社）
 - ・退職金制度を導入または退職金の増額をした。（3社）
 - ・賃金または基本給または歩合率の増を実施した。（8社）
 - ・定年延長をした。（1社）
 - ・宿直を廃止した。（1社）
 - ・勤務間インターバル時間を増やした。（1社）

注1）A地区・B地区両方に営業所がある事業者は本社の所在地区で計上。

注2）変動状況は、次の算式により算出。

$$\text{改定後（賃金支給総額} \div \text{総乗務時間数）} \div \text{改定前（賃金支給総額} \div \text{総乗務時間数）} \times 100 - 100\%$$

注3）労働者負担制度とは、無線使用料・AVM使用料・チケット手数料・クレジット手数料・AT車使用料等、利用する機器、運賃の支払い方法、乗車する車の車種・グレード等に着目して、乗務員に一定の負担を求める制度をいう。